平成25年度第1回安城市市民参加推進評価会議 議事録

日 時:平成25年5月16日(金)13:30~15:00

場 所:安城市役所本庁舎3F第10会議室

委 員:加藤会長、大参副会長、昇委員、山本委員、山内委員、

大野委員、古濱委員、北村委員、草苅委員、小森委員、

池端委員、石川委員、小鹿委員、(13人)

欠 席:柴田委員

事務局:中根部長、兵藤課長、長谷補佐、鈴木、池田、磯田

(事務局)

時間になりましたので、はじめさせていただきます。

本日は、柴田委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、安城市市民参加 条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は 成立しております。

それでは、ただ今から平成25年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

はじめに市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

『市民憲章唱和』

1 あいさつ

『加藤会長あいさつ』

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、新しい委員の方の紹介をさせていただきます。役職等の変更により、 今年度から2名新しい委員の方がおられます。

一般社団法人安城青年会議所理事長の山本智志様、さんかく21・安城会長の北村 新子様です。よろしくお願いいたします。

なお、辞令については、机上に用意させていただきましたのでご確認ください。 それでは、議題に移らせていただきます。 ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。

2 議題

(1) 平成24年度市民参加の実施状況について

(加藤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。「議題(1)平成24年度市民加の実施状況について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

『資料1に基づき説明』

(加藤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら お願いします。

(池端委員)

質問ではなく提案ですが、審議会の委員はどのような方が選ばれているのか、審議会の委員になるにはどうすればよいのかというのを一般の方は知らない方が多いと思います。そのため、公民館等でどうすれば、審議会の委員になれるかの周知を行った方がよいと思います。そのことにより、市民参加が進んでいくのではないでしょうか。

(事務局)

現在、市のホームページ上に各課が審議会の開催予定をあげています。ただ、その周知がホームページ上のみで公民館等ではしていない状態です。また、委員名簿に関しても、ホームページ上に載せて、どのような方が委員になっているのかを見られるようにしています。何かよいご提案があれば、検討していきたいと思います。(昇委員)

P6の7番の児童福祉法の一部改正に伴い施設名称を「安城市サルビア学園」と 改めるために改正するとあります。どのような改正か分からないですが、仮に知的 障害という言葉をいれてはいけないということにします。国で決めたことなので安 城市では、どうすることもできないので市民参加を求めなかったのだと思いますが、 施設名称をどう改めるかについては安城市で考えられることだと思います。そのた め、名称を考える際は、できれば関係者の方のご意見を聴いた方がよいのではない でしょうか。絶対しなければいけないというものではないと思いますが、安城市市 民参加条例の趣旨からして、安城市で決定できるものは、なるべく市民の意向を踏 まえた上で行った方がよいと思います。

(事務局)

詳細なことは分かりかねますが、サルビア学園という名称は今までも使っている 名前でしたので、今後、新たに施設を作る場合には、市民の意向を取り入れられる ように検討していきたいと思います。

(昇委員)

これまで正式名称が「安城市知的障害児通園施設」で俗称が「安城市サルビア学園」ということですか。

(事務局)

俗称だと思われます。

(昇委員)

以前から、俗称という形でサルビア学園と呼んでいたのであれば、先ほど私が言ったことはしなくてもよいと思います。ただ、児童福祉法の一部改正がどのように改正され、だから、名称を改正したという事実関係を後で教えていただければと思います。

(事務局)

事実関係を一度確認させていただきまして、事実確認したものを公表するように したいと思います。

(小鹿委員)

市民参加の方法として、その他としてアンケートがありますが、アンケートの考え方は二通りの考えがあると思います。1つ目は、議論するための基礎データとしてアンケートをとったということです。2つ目は、直接アンケートの意見を吸い上げて反映させていくことです。例えば、P2の6を見ていただきますと、市民参加の方法を、アンケートと審議会等の方法がとられています。審議会で議論するためのアンケートとして行ったのか、直接意見を反映するためにアンケートを行ったのかが分からないので、その辺りを明記いただけたらと思います。

(事務局)

男女共同参画プランや市民協働推進計画ではアンケートを行い、それを基礎資料として審議会に諮り計画を策定していますので、基礎データとするということもありますし、アンケート調査結果を踏まえての計画にもなっているため、反映もしていることにもなると思います。もう少しアンケートの活用の仕方について詳細に記載するよう、今後変えていきたいと思います。

(古濱委員)

P3の18に市民参加の方法のオとありますが、何も記載されていなのですが、

何を行ったのでしょうか。

(事務局)

隣の備考欄を見ていただきますと、事業仕分けと記載しておりますが、市民参加の方法の欄にアンケートやヒアリング調査と同じように記載させていただいた方が分かりやすかったかと思いますので、次回以降はそのような形で記載していこうと思います。

(池端委員)

安城市市民参加条例のリーフレットについてですが、いつ発行したかが分からないため、発行年月日を記載してもらうと改訂版がでた際など分かりやすいかと思います。また、第13条第2項に、この条例の見直しに関する事項とありますが、5年しないと条例の見直しはされないのですか。もしくは、国の情勢に合わせてその都度、条例を見直すことができるのでしょうか。

(事務局)

1点目についてですが、お手元のリーフレットにつきましては、初版になりますので、附則に記載している施行期日の平成23年4月1日に発行したものになります。改訂した際には、改訂施行年月日が記載されますので、ご了解いただければと思います。条例の見直しにつきましては、5年経ったら必ず見直す、10年経ったら必ず見直すということではございません。状況を見て検証をした上で不適切な部分があれば見直すということになります。条例の改正となると多数のご意見をいただき、原案を作成し、内部で検討し議会で審議いただくことになります。

(池端委員)

市民参加条例の第9条第2項のところに、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとするとありますが、市民参加推進評価会議の委員の方が、他の審議会等に参加していないのにその審議会等の市民参加の進捗について審議できないと思います。そこで提案ですが、この市民参加推進評価会議の委員の方が他の委員会にも必ず1人参加できるような形にすれば、いろいろな意味でこの評価会議が活性化していくのではないかと思います。

(事務局)

9条についてですが、1人の方が多数の審議会に兼職されるのは適切ではないということが記載されています。これについては、条例を作る際にそのようなご意見があったのだと思います。次に他の審議会にでていないのに、市民参加状況についての意見を活性化できないのではないかというご質問ですが、この審議会について

は、それぞれの審議会の審議の内容を確認することではなく、市民参加の方がどれだけ入っているのか、市民に周知されて、市民の意見が反映されているのかを確認していただく会議になります。そのため、会議の捉え方が少し違っているのではないかと思います。ただ、他の審議会に出られて市民参加の状況を把握されていたほうが、このようなやり方はよかった等のご提案はあるかと思います。そのようなことも含めて、検討していきたいと思います。

(加藤会長)

それでは質問も出尽くしたかと思いますので、「議題(2)平成25年度市民参加の実施予定について」、事務局から説明をお願いします。

(2) 平成25年度市民参加実施予定について

(事務局)

『資料2・資料3に基づき説明』

(加藤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら お願いします。

(池端委員)

資料2のP2の9市長のマニフェストの進捗管理についてですが、ごみ減量が最下位でした。ごみ減量が30%目標になっているのですが、20%で頭打ちになっています。ただ、市民のアンケートを見るとごみ減量は上から3番目で感心を持っている市民が多くいるということがわかります。これはどういうことかというと、ごみゼロ推進課の人が市民にきちんと呼びかけをしていることが成果につながっていると思います。そういった感心を持ってもらっているということは市民参加なのに、数値だけ見てそういった部分は加味されていないのは、モチベーションが下がるのではないかなと思います。

(事務局)

市長マニフェストの進捗管理については、今お聞きしたことを捉えてすぐにど うこうというのは申し訳ないですが考えていません。ただ、今いただいたご意見 は、市長とお話する機会がありましたら、伝えさせていただきます。

ここの中では、今変えていくことは考えておりませんので、よろしくお願いします。

(大野委員)

以前にも一度お話させていただいたかと思いますが、審議会を行った、パブリ

ックコメントを行ったと書いてありますが、審議会には何人の市民が参加しているかや、アンケートは何人からの回答があったのかというのが記載されていません。例えば、それを記載し、全部合計すると市民の1%が参加しているといえるのか、0.1%なのかなど、市民の参加状況がはっきり分かってくるのではないかと思います。例えば、審議会だと10人の委員がいて5回やりましたのでのべ50人ですということを記載すると良いと思います。説明会では100人だったのか3人だったのかではすごい違いになります。また、地域福祉計画の策定のところで、市民参加の方法にフォーラムをいれています。これは一番たくさん市民の方に接することが可能な方法だと思いますので、他にもたくさんフォーラムという方法をいれていただけると、市民参加のパーセンテージが増えると思います。

(事務局)

審議会等委員の中で市民公募委員がどのくらいいるかというのは把握していますが、細かな市民参加の割合が何%相当になるか等は把握していなかったので、今後検討とさせていただきたいと思います。

(大参副会長)

この市民参加条例ができての効果、例えばパブリックコメントが増えた等を所感 でいいので教えていただきたいです。

(事務局)

所感になりますが、市民協働課は市民参加や市民協働といったことを担当しているため、その感覚でいくと随分進んできていると思います。ただ、全体の市民の中でどれぐらいの割合かとなると、低い数字になるのかなと思います。情報発信をしていても興味を持っていただける内容は少ないと思っております。

(大参副会長)

このような審議会等が他にもあると思いますが、その中でも市民公募がいないと ころがあると思います。そのようなところを市民協働課は指導するべきだと思いま す。

(山内委員)

これは評価会議ということなので、各課から市民参加したという報告だけではなく、この参加に対し市民協働課で評価し、指導すると市民参加が推進されていくのではないでしょうか。平成24年度の実施状況の中でそのようなお話がなかったので、各課とどのように関わってきたのかをお聞かせください。

(事務局)

市民参加を求めた事項、求めなかった事項について全課から情報を集めて、その

中で担当が各課に対しヒアリングを行っています。また、議会の議事案件を確認し、 市民参加としてあがってこなかった課についても、なぜ市民参加の対象としなかっ たのか等ヒアリング調査を行っています。ただ、ランク付けをした評価はしていな いです。

(大参副会長)

例えば、市民協働課から各課にもう一歩進んだ市民参加の手法をしてもらえない かというようにアドバイスすることは可能ですか。

(事務局)

現在、各課からあがってきた事項に対して評価は行っていません。市民協働課として考えているのは、その評価をする立場が市民参加推進評価会議だと思っていますので、市民協働課で決めるのはいかがかと思っております。ただし、市民公募等については推進していきたいと思っていますので、市役所の全体会議の際に各課に伝えています。

また、個々に各課に市民公募をいれるような依頼も行っています。今後も手探りですが、少しずつ進めていきたいと思っています。

(池端委員)

別の市民協働課の会議で、市民交流センターの稼働状況があがっているというのを聞きました。そのことは数字ででてきているので評価してもいいと思います。提案ですが、市民参加の尺度ということで、交流センターの実績をあげてみてはいかがでしょうか。

(事務局)

市民交流センターの資料が、この会議に必要だということが意見としてまとまれば資料としてお出しすることは可能だと思っています。その辺りを審議していただければと思います。

(昇委員)

ここは市民参加推進評価会議のため、方向としては市民参加を推進すること、また、それについて評価をする会議です。ただ、この分野はまだ新しく、比較するものがなく、基準がないのでこれから作っていかなくてはいけないと思います。しかし、何かの指標がないと評価しようがないと思うので、指標を作る努力をしてください。

また、パブリックコメントが何件あったかというようなことも平成23年度、24年度のように数値として基礎的な情報として積み上げていってほしいです。そして、その情報をどう判断していくかが、この市民参加推進評価会議でやることにな

ると思います。

もう1点ありまして、評価の価値のウェイトですが、市民参加ということはどういうことかというと、おそらく2種類あると思います。1つは、たくさんの方が参加した方がいいということです。一方で、パブリックコメントや情報公開については、情報公開請求が多ければいいのかというと必ずしもそうではないと思います。市民が市役所を信頼していたら、あまり情報公開請求はでてこないです。パブリックコメントや情報公開請求の件数が多ければよいというのではなく、市民が市政に参加しようと思うと意見等が言えるツール、環境が準備されていることが大事だと思います。つまり、参加人数が多い方がよいもの、件数ではなく参加できる環境があることが必要な場合があると思います。そのため、評価する際には、1つの軸だけで行うのではなく、市民参加の形態によって評価の仕方が異なるので、そこの仕分けを一度考えてみてください。そして、難しいとは思いますが、縦横比較ができるように情報を積み上げていく努力をしてほしいと思います。

(小森委員)

この実績は各課からでてきたものだと思いますので、各課の意識の違いによって市民参加と捉えているものが違うのではないかと思います。例えば、資料2の NO 2の地域福祉計画の策定の市民参加の方法ですが、啓発フォーラムは他にも行っている課があるように思います。そのため、各課の意識を統一して、実施した全ての事項についてここにでてくるようにお願いしたいと思います。

(事務局)

おっしゃられたように、市民参加はまだ発展段階だと思っております。今の形で終わりではなく、ご意見をいただきながら、資料もひとつずつ増やしていきたいと思います。また、フォーラムも各課で開かれているのに記入されていないものもあるかと思います。その辺りの意識レベルがあがってくるように努めていきます。

(石川委員)

私は農村生活アドバイザーとして、碧海信用金庫の前を借りて、まちなか産直を やっています。この最初の目的は、市民の方に安城の街を歩いてほしいということ から始めました。今では、更生病院跡地の広場が通れないくらいの市民の方たちが 集まっています。このような活動も市民参加に含めてもいいのではないかなと思い ます。

(事務局)

まちなか産直市で街中が活性されてきたと思います。意見をたくさんいただいて おりますが、市民参加とは何か、市民協働とは何が違うのか等、定義が難しい部分 があります。そのことも整理をして、市民協働課としても市民参加はどのようなものなのかを考えていきたいと思います。ただ、市民参加条例の中でいきますと、市民参加の対象としているものが定められており、そこからいくと市民が集まるだけでは市民参加にはならいかと思います。その辺りも含めてもう一度考えさせていただきます。

(加藤会長)

たくさんのご意見をだしていただき、ありがとうございます。以上で議題について終わらせていただきたいと思います。

3 その他

(事務局)

事務局からは、昨年度の市民協働課の取り組みについて報告いたします。広報あんじょう10月1日号に市民参加の推進についての記事を掲載し、情報提供をしました。また、ウェブサイトの市民参加の情報発信ページを作成しました。

それから、本日の資料1と2の市民参加の実施状況及び実施予定報告書については、審議会終了後に安城市公式ウェブサイトへ掲載いたします。

本日は、ご熱心なご審議ありがとうございます。また、5月末で委員の皆様の 任期が終了しますので、今回が今期最後の審議会となります。2年間にわたりご審 議いただきありがとうございました。今後も安城市では、市民参加の対象事項につ いて、適切な市民参加の方法をとることにより、市民が主役となる自治の実現を目 指していきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、平成25年度第1回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。また、これで、今期の市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。